第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次項において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）附則第十項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族年金前払一時金	障害の原因である疾病又は負傷の発生時における法定利率
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第六十条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率
労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する複数事業労働者遺族年金	同項に規定する複数事業労働者遺族年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率
労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）附則第十四項（他の法律において準用する場合を含む。次項において同じ。）	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第八条の二に規定する事故発生日における法定利率
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第六条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同法第二条第四項に規定する災害発生の日における法定利率

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第五条第四項	同項に規定する障害年金	同項に規定する障害前払一時金	同項に規定する障害前払一時金
船員保険法附則第五条第四項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族前払一時金	同項に規定する遺族前払一時金
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第三項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
労働者災害補償保険法第六十条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
労働者災害補償保険法第六十条の三第三項において読み替えて準用する同法第五十九条第三項	同項に規定する複数事業労働者障害年金	同項に規定する複数事業労働者障害年金前払一時金	同項に規定する複数事業労働者障害年金前払一時金
労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する複数事業労働者遺族年金	同項に規定する複数事業労働者遺族年金前払一時金	同項に規定する複数事業労働者遺族年金前払一時金
労働者災害補償保険法第六十二条第三項において読み替えて準用する同法第五十九条第三項	同項に規定する障害年金	同項に規定する障害年金前払一時金	同項に規定する障害年金前払一時金
労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族年金前払一時金	同項に規定する遺族年金前払一時金
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）附則第十項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
国家公務員災害補償法附則第十四項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第五条の三第三項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
地方公務員災害補償法附則第六条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金